

くまがやし へいせい ねん がつに、しょうがいしゃきほんほう もと
熊谷市は、平成19年3月に、障害者基本法に基づき、
けいかくきかん ねんかんにおけるしょうがいしゃしきく きほんてき かんが
計画期間10年間における障がい者施策の基本的な考
え方を示した「第1次熊谷市しょうがいしゃけいかく」を策定い
たしました。それ以降、きょうせいしゃかい じつげんという基本
理念を堅持しつつ、おおくのしょうがいしゃかんれんぼうれい しこう
理念を堅持しつつ、多くの障がい者関連法令が施行と
なり、しょうがいしゃを取りまき環境やせいど おお へんか
なり、障がい者を取りまき環境や制度の大きな変化
に対応するため、けいかくきかん ねんかんから4ねんかん ねんかんから3ねんかんにたんしゅくして、れいわ
3年3月には第3次計画を策定し、げんざい いた
3年3月には第3次計画を策定し、現在に至っております。



また、どうじしんこう かつちで、しょうがいしゃそうごうしえんほう もと ねん せい かもくひょう
同時進行する形で、障害者総合支援法に基づき、3年ごとに成果目標や
みこみりょう も こ しょうがいふくしけいかくおよ じどうふくしほう もと しょうがい じ ふくしけいかく さくてい
見込量を盛り込む障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定
し、しょうがいふくし しょうがいじふくし かくしゅ ていきょう かくほ
し、障害福祉サービスや障害児福祉サービスなどの各種サービスの提供を確保す
るための施策の推進を図ってまいりました。

このさんけいかく さつ かつち れいわ ねん がつ さくてい くまがやししょうがいしゃ
この三計画を1冊にまとめた形で令和3年3月に策定しました「熊谷市障がい者
しえんけいかく だい き れいわ ねん ど けいかくきかん まんりょう ともな れいわ ねん ど
支援計画（第6期）」が、令和5年度で計画期間が満了することに伴い、令和6年度
から令和8年度までの3年間を計画期間とした「熊谷市障がい者支援計画（第7期）」
を策定いたしました。

きんねん しょう しゃ じゅうどか こうれいか かいごしゃ こうれいか ともな おやな あと しえん い
近年、障がい者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医
りょうてき じ しえん せいしんしょうがいしゃ ちい くいこう そくしん しょう ふくししきく
療的ケア児への支援、精神障害者の地域移行の促進など、障がい福祉施策へのニ
ーズもたようか なが ちい き なが たが ささ あ
ーズも多様化しております。そのような中においても、地域の中で、お互いに支え合
いながら、いきいきと暮らし続けられるきょうせいしゃかい いっかん ほん
いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会をつくりあげるため、一貫して本
市のしょうがいしゃしきく きほんりねん
市の障がい者施策の基本理念である「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を
めざし、この計画に基づきとくろんでいく所存でありますので、みなさま いっそう ごり
目指し、この計画に基づき取り組んでいく所存でありますので、皆様の一層の御理
かい ごきょうりよく ねが
解と御協力をお願いいたします。

むす ほんけいかく さくてい あ きちょう ごいけん ごていげん
結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました
くまがやししょうがいしゃしきくせいしんいんかい いん みなさま いけんちやうしゅ ごきょうりよく
熊谷市障がい者施策推進委員会委員の皆様をはじめ、意見聴取に御協力いただき
ましたみなさま こころ かんしゃもう あ
ました皆様に心から感謝申し上げます。

れいわ ねん がつ
令和6年3月

こばやし てつや

くまがやしちやう
熊谷市長

小林 哲也